平成２１年（フ）第８２４号
兵庫県西宮市宝生ヶ丘１丁目９番９号
債務者　戸田　隆信
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１００２号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目21番37号平村マンション206号
債務者　畠山　　怜
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１００５号
兵庫県尼崎市道意町６丁目４番地の25メゾンドみずほ尼崎702、前住所兵庫県尼崎市道意町６丁目４番地の11
債務者　重田　直樹
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０２６号
兵庫県西宮市甲子園浦風町16番26号ハイツ尾本Ａ棟203号
債務者　吉谷　真美
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０７６号
兵庫県西宮市甲子園口３丁目９番９―303号、前住所兵庫県西宮市甲子園口３丁目22番20―201号
債務者　西川　泰利
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０８号
兵庫県たつの市龍野町富永688番地６
債務者　小林　文治
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１１１号
兵庫県揖保郡太子町太田1124番地２
債務者　田中　智美（旧姓河本こと河）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１１４号
兵庫県宍粟市山崎町三谷80番地３
債務者　岡崎　洋平（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１２２号
兵庫県豊岡市八社宮432番地の１、前住所兵庫県豊岡市出石町鍛冶屋123番地
債務者　田村　朱麗
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第３１０号
鳥取県鳥取市吉方町１丁目405番地、旧住所鳥取県鳥取市富安１丁目151番地　コーポＴ151　１Ｆ―３号
債務者　木村　千波
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２４号
鳥取県鳥取市気高町下坂本1023番地32
債務者　佃　　宏美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２５号
鳥取県鳥取市吉成95番地の45
債務者　徳田　　仁
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字田井56番地２
債務者　田村　　登
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第５０号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字田井56番地２
債務者　田村　明美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第６３１号
高知市青柳町47番地20
債務者　山中　花孝
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６３２号
高知市青柳町47番地20
債務者　山中　定子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８３９号
高知市大川筋１丁目７番29号　リヴィエラ大川筋２Ｆ203号室、住民票上の住所高知市大川筋１丁目７番29号　リヴィエラ大川筋１Ｆ
債務者　岡野　孝雄
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
高知地方裁判所破産係